

平成18年度環境物品等の調達実績の概要

総務省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第8条第1項に基づき、平成18年度の環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表する。

1 平成18年度の経緯

平成18年度については、平成18年4月3日に環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表1（平成18年度特定調達品目調達実績取りまとめ表（物品・役務）、別表2（平成18年度特定調達品目調達実績（紙・木質製品用）取りまとめ表（物品・役務））及び別表3（平成18年度特定調達品目調達実績取りまとめ表（公共工事））のとおりである。

① 目標達成状況等

調達方針においては、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を目標としていたところであるが、一部の品目において判断の基準を満足する物品を調達できなかった。

② 判断の基準を満足しない物品等

判断の基準を満足する物品を調達できなかった主な理由は、平成18年度から導入された紙・木質製品に係る判断基準である、原料である原木が合法的に伐採されたものであることを確認するにあたって、製造メーカー等からの証明が得られないことから納入業者から証明書が提出されないため、合法性証明以外の判断基準を満たしている物品ではあるが、判断の基準を満足しない物品に区分されることとなったことによる。

その他、調達を要する物品の仕様に対応する製品が販売されていない等のため入手できなかった、若しくは機能・性能上の必要性から判断の基準を満足しない製品を入手したことによる。

③ 判断の基準より高い水準を満足する物品等の調達状況

紙類、文具類などにおいて再生材料又は古紙の配合率が基準以上使用されているものを調達した。特に、印刷用紙については調達数量の97%以上について、古紙パルプ配合率100%のものを調達することができた。

3 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達し、OA 機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択するよう努力した。

また、プリンタートナーカートリッジについて、再生品を調達した。

4 その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

契約業者、納入事業者に環境物品等の調達の推進を働きかけ、また入札仕様書に環境基準等を明記した。

5 平成18年度調達実績に関する評価

平成18年度の調達については、平成18年度から導入された紙・木質製品に係る判断基準である、原料である原木が合法的に伐採されたものであることの証明が得られないものが見受けられ、文具類、機器類において、調達方針に定めた目標の達成率が例年に比べ低下した面があったが、国の基準より高い水準の物品を調達したのものもあった。

平成19年度以降の調達においては、環境物品等の調達の推進に向けて引き続き努力が必要であると考えている。